○神奈川県終身建物賃貸借制度に関する事務取扱要綱

新 (事業認可の申請) (事業の認可の申請) 第2条 法第 53 条第1項の規定により、終身建物賃貸借に関する事業の認可(以下「事業認可」という。)を受け第2条 法第 53 条第1項の規定により、終身建物賃貸借に関する事業の認可(以下「事業の認可」という。)を受け ようとする者は、省令第32条第1項に規定する事業認可申請書(省令別記様式第一号)を知事に提出しなければ ようとする者は、省令第32条第1項に規定する事業認可申請書(省令別記様式)を知事に提出しなければならな ならない。 2 前項の申請書には、法第53条2項に規定する書面及び次に掲げる書類等を添付しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる図書等を添付しなければならない。 (1)(県が認可の申請者(個人)に係る本人確認情報を確認できない場合)住民票抄本 (1) 省令第32条第2項に掲げる図書 (2)終身建物賃貸契約書 (2) その他知事が必要と認めるもの (3) 別紙に定める終身建物賃貸借制度に関する事業認可申請提出図書一覧 (3) 仮入居賃貸借契約書 (4)(前払い家賃を受領する場合)前払い家賃の算定の基礎が明示されている書類 (5)(前払い家賃を受領する場合)前払い家賃の保全に関する書類 (6) 長期修繕計画 (7) 家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類 (事業の変更) (事業の変更) 第4条 法第 54 条の規定により事業認可を受けた者(以下「認可事業者」という。)は、法第 56 条第1項の規定に第4条 法第 54 条の規定により、事業の認可を受けた者(以下「認可事業者」という。)は、法第 56 条第1項の規 より、当該事業の変更(第6条で定める軽微な変更及び第6条第2項で定める届出事項の変更に係るものを除く 定により、当該事業の変更<u>(省令第40条で定める軽微な変更を除く。)</u>をしようとするときは、事業変更認可申請 をしようとするときは、事業変更認可申請書(第3号様式)に、第2条第2項に掲げる図書等のうち当該変更に 書(第3号様式)に、第2条第2項に掲げる図書等のうち当該変更に係る部分の図書等を添付して知事に提出しな 係る部分の図書等を添付して知事に提出しなければならない。 ければならない。 2 知事は、法第 56 条第 2 項の規定により、前項の変更を認可したときは、事業変更認可通知書(第 4 号様式)に 2 知事は、法第 56 条第 2 項の規定により、前項の変更を認可したときは、事業変更認可通知書(第 4 号様式)に より、変更の認可の申請を行った者に通知する。 より、変更の認可の申請を行った者に通知する。 3 事業の変更の認可を行うことができないときは、事業変更の認可ができない旨の通知書(第5号様式)により√3 事業の変更の認可を行うことができないときは、事業変更の認可ができない旨の通知書(第5号様式)により、 変更の認可を申請した者に通知しなければならない。 変更の認可を申請した者に通知しなければならない。 (事業の届出) ₿5条 認可事業者は、その行う終身事業において終身建物賃貸借をするときは、法第 57 条第2項の規定により、 令第 41 条 1 項に規定する終身建物賃貸借に係る賃貸住宅届出書(省令別記様式第二号)を知事に届け出なければ ならない。 2 前項の届出書には、以下の書類を添付しなければならない。 (1) 当該届出をしようとする認可事業者が当該届出に係る賃貸住宅の整備(既存住宅その他の建物の改良によ るものを除く。)をしようとする場合にあっては、縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示 した各階平面図 (2) (1) に規定する場合以外の場合にあっては、賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図 (3) 加齢対応構造等チェックリスト (事業の変更の届出) (事業の軽微な変更) 第6条 認可事業者は、賃貸住宅の整備の実施時期の変更及び終身建物賃貸借契約書における共益費の設定変更等、第5条 認可事業者は、省令第 40 条で定める事業の軽微な変更をしようとするときは、事業の軽微な変更の届出書 省令第36条で定める終身賃貸事業の実施に支障がないと知事が認める軽微な変更をしようとするときは、事業の (第6号様式)により、知事に届け出なければならない。 変更届出書(第6号様式)により、あらかじめ、その旨を知事に届け出るものとする。 2 認可事業者は、法第57条第3項の規定に基づき、次に掲げる事項を変更するときは、事業の変更届出書(第6 **号様式)により、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。** (1) 賃貸住宅の位置 (2) 賃貸住宅の戸数 (3) 賃貸住宅の規模並びに構造及び設備

新	旧
(削除)	(その他の変更) 第5条の2 認可事業者は、終身建物賃貸借契約書における共益費の設定変更等第4条及び第5条に該当しない事業の変更をしようとするときは、変更届出書(第6-2号様式)により、知事に届け出るものとする。
(認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申入れ) 第 <mark>7</mark> 条 認可事業者は、法第 <mark>59</mark> 条第1項の規定により、終身建物賃貸借の解約の申入れをしようとするときは、終 身建物賃貸借の解約の申入れ承認申請書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。	(認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申入れ) 終第 <u>6</u> 条 認可事業者は、法第 <u>58</u> 条第1項の規定により、終身建物賃貸借の解約の申入れをしようとするときは、終 身建物賃貸借の解約の申入れ承認申請書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。
(管理義務等) 第 <mark>8</mark> 条 法第 <mark>67</mark> 条の規定による管理の状況に関する報告については、報告書等(第 10 号様式及び第 11 号様式)に よらなければならない。	(管理義務等) - 第 <u>7</u> 条 法第 <u>66</u> 条の規定による管理の状況に関する報告については、報告書等(第 10 号様式及び第 11 号様式)に よらなければならない。
(地位の承継) 第 <mark>.9</mark> 条 法第 <mark>68</mark> .条第2項の規定により、地位の承継の届け出をしようとする者は、地位の承継の届出書(第 14 号 様式)を知事に提出しなければならない。	(地位の承継) (地位の承継) 第 <mark>8</mark> 条 法第 <u>67</u> 条第 2 項の規定により、地位の承継の届け出をしようとする者は、地位の承継の届出書(第 14 号様 式)を知事に提出しなければならない。
	2 法第 <u>67</u> 条第3項の規定により、地位の承継を受けようとする者は、地位の承継の承認申請書(第15号様式)を 知事に提出しなければならない。
(事業の廃止) 第 <u>10</u> 条 法第 <mark>71</mark> 条第 1 項の規定により、事業を廃止しようとするときは、事業廃止届出書(第 18 号様式)を知事 に提出しなければならない。	(事業の廃止) 事第 <u>9</u> 条 法第 <u>70</u> 条第 1 項の規定により、事業を廃止しようとするときは、事業廃止届出書(第 18 号様式)を知事は 提出しなければならない。
<u>術則</u>	
<u>(施行期日)</u> この要綱は令和7年10月1日から施行する。	

新	П	
(削除)		別紙
	終身建物賃貸借制度に関する事業認可申請書 提出図書- ○神奈川県終身建物賃貸借制度に関する事務取扱要綱第2条に従い、申請手続きするもの	
	1. 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第32条に規定する図書	
	No 提出図書	チェック 根拠法令
	1 申請書	省32①
	2 (新築の場合)各階平面図 ※縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示/縮尺200分の1程度	省32②一
	3 (既存・改良の場合)間取図 ※賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示	省32②二
	4 (新築の場合)賃貸住宅整備に関する工事の完了前に、 敷金や家賃の前払金を受領しないことを誓約する書面	省32②三
	5 (県が認可の申請者(個人)に係る本人確認情報を確認できない場合) 住民票抄本	省32③
	2. その他知事が必要と認めるもの No 提出図書	チェック 根拠法令
	6 (一般住宅で新築の場合) 【新築用】終身建物賃貸借制度の加齢対応構造等のチェックリスト	法54①一
	7 (一般住宅で既存・改良の場合) 【既存・改良用】終身建物賃貸借制度の加齢対応構造等のチェックリスト	法54①一
	8 (サービス付き高齢者向け住宅の場合)加齢対応構造等のチェックリスト	法54①一
	9 終身建物賃貸契約書	法54①二
	10 仮入居賃貸借契約書	法54①三
	11 (前払い家賃を受領する場合)前払い家賃の算定の基礎が明示されている書類	法54①六
	12 (前払い家賃を受領する場合)前払い家賃の保全に関する書類 13 長期修繕計画	省36 省37①
	14 家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類	省37②
	15 (新築の場合)賃貸住宅の位置を表示した付近見取図	10.0
	※認可申請の内容により、別途書類が必要になることがあります。	

新 旧 第1号様式(第3条関係) 第1号様式(第3条関係) 事業認可通知書 事業認可通知書 神奈川県指令 第 神奈川県指令 第 月 年 月 日 認可申請者 認可申請者 住所 住所 氏名 様 氏名 様 神奈川県知事 印 神奈川県知事 年 月 日付けで申請のありました事業の認可申請は、高齢者の居住の安定確保 年 月 日付けで申請のありました事業の認可申請は、高齢者の居住の安定確保 に関する法律(以下「法」という。)に適合するものと認め、法第54条の規定により に関する法律(以下「法」という。)に適合するものと認め、法第54条の規定により 認可しましたので、同法第55条の規定により通知します。 認可しましたので、同法第55条の規定により通知します。 なお、事業の実施に当たっては、法及びその他関係法令等を遵守の上、適正に執行 なお、事業の実施に当たっては、法及びその他関係法令等を遵守の上、適正に執行 してください。 してください。 認可した事業の概要 1 住宅名(施設名) 認可番号 : 神・終身○○ 2 所在地 3 戸数 階建て、 棟 戸 4 管理業務者 5 賃貸住宅の整備 :有 整備予定時期 年 月 日から 年 月 日まで :無

		新			旧
第3号	号様式(第4条関係)	事業変更認可申請書	第	3 号様式(第 4	条関係) 事業変更認可申請書
		年 月 日			年 月 日
神名	奈川県知事	様	4	申奈川県知事	様
		認可事業者			認可事業者
		住所 (又は主たる事務所の所在地)			住所 (又は主たる事務所の所在地)
		氏名 (又は名称)			
Yhr i	のとおり辺可され			We are I had to the	氏名(又は名称)
する	法律第56条第1項	た事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関 の規定により申請します。	<i>†</i>	る法律第56条	氏名(又は名称) 可された事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関 第1項の規定により申請します。
する言語可	法律第56条第1項	た事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関	<i>†</i>	る法律第56条 ^{2名(施設名)}	可された事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関
する言語可	法律第56条第 1 項 可事業者名 忍可番号	た事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関 の規定により申請します。	す	る法律第56条	可された事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関
する言語可	法律第56条第 1 項	た事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関	す	る法律第56条 <u> </u>	可された事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関 第1項の規定により申請します。 □終身賃貸事業者の氏名又は名称及び住所 □1.賃貸住宅の位置 □2.賃貸住宅の戸数並びに規模並びに構造及び設備 □3.賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項
する注 認可 認可	法律第56条第 1 項	た事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関 の規定により申請します。 学賃貸事業者の氏名又は名称及び住所 資住宅の賃借人の資格に関する事項 資住宅の賃貸の条件に関する事項 資住宅の管理の方法	す	る法律第56条 <u> </u>	可された事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関 第1項の規定により申請します。 □終身賃貸事業者の氏名又は名称及び住所 □1.賃貸住宅の位置 □2.賃貸住宅の戸数並びに規模並びに構造及び設備 □3.賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項 □4.賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項 □5.賃貸住宅の管理の方法 □6.賃貸住宅の整備の実施時期※
する言語可	法律第56条第 1 項	た事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関 の規定により申請します。 学賃貸事業者の氏名又は名称及び住所 資住宅の賃借人の資格に関する事項 資住宅の賃貸の条件に関する事項 資住宅の管理の方法	生	る法律第56条 <u> </u>	可された事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関 第1項の規定により申請します。 □終身賃貸事業者の氏名又は名称及び住所 □1.賃貸住宅の位置 □2.賃貸住宅の戸数並びに規模並びに構造及び設備 □3.賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項 □4.賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項 □5.賃貸住宅の管理の方法
する注 認可 認可	法律第56条第 1 項	た事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関 の規定により申請します。 学賃貸事業者の氏名又は名称及び住所 資住宅の賃借人の資格に関する事項 資住宅の賃貸の条件に関する事項 資住宅の管理の方法	す	る法律第56条 花名 (施設名) 認可番号 <mark>認可年月日)</mark>	□ された事業の内容を変更したいので、高齢者の居住の安定確保に関 ・第1項の規定により申請します。 □ 終身賃貸事業者の氏名又は名称及び住所 □ 1.賃貸住宅の位置 □ 2.賃貸住宅の一数並びに規模並びに構造及び設備 □ 3.賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項 □ 4.賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項 □ 5.賃貸住宅の管理の方法 □ 6.賃貸住宅の整備の実施時期※ □ 7.事業が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものであ

注)・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること

注) ・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること

添付書類

<u>別紙</u>終身建物賃貸借<u>に関する</u>事業認可申請<u>書提出図書一覧表にある</u>書類 で、変更に係るものを添付。(例)<u>各階平面図</u>

		新			旧
4 号様	式(第4条関係)			第4号様式(第4条関係)	
		事業変更認可通知書			事業変更認可通知書
		神奈川	県指令 第		神奈川県指令 第
認可事	事業者			認可事業者	
住	所			住 所	
氏	名	様		氏 名	様
		神奈川県知事	ED		神奈川県知事
関する より記 なお、	る法律(以下「法」 忍可しましたので、 事業の実施に当た	更申請のありました事業について、高齢者という。)に適合するものと認め、法領 同項の規定により通知します。 こっては、法及びその他関係法令等を遵守	第56条第2項の規定	に関する法律(以下「法」 により認可しましたので、 なお、事業の実施に当力	更申請のありました事業について、高齢者の居住の安定確保 という。)に適合するものと認め、法第56条第2項の規定 同項の規定により通知します。 たっては、法及びその他関係法令等を遵守の上、適正に執行
関する より おなお、 てくた 認	る法律(以下「法」 忍可しましたので、	という。)に適合するものと認め、法第 同項の規定により通知します。	第56条第2項の規定	に関する法律(以下「法」により認可しましたので、なお、事業の実施に当たしてください。 認 住宅名(施設名)	という。) に適合するものと認め、法第56条第2項の規定 同項の規定により通知します。
関する より認 なお、 てくた	る法律(以下「法」 忍可しましたので、 事業の実施に当た ごさい。	という。)に適合するものと認め、法第 同項の規定により通知します。	第56条第2項の規定	に関する法律(以下「法」 により認可しましたので、 なお、事業の実施に当た してください。	という。) に適合するものと認め、法第56条第2項の規定 同項の規定により通知します。
関よなて 認可事業者	る法律(以下「法」 忍可しましたので、 事業の実施に当た ごさい。 事業者名	という。)に適合するものと認め、法領 同項の規定により通知します。 こっては、法及びその他関係法令等を遵守	第56条第2項の規定	に関する法律(以下「法」 により認可しましたので、 なお、事業の実施に当た してください。 認 で は を名(施設名) 可 事 業 認可番号	という。)に適合するものと認め、法第56条第2項の規定 同項の規定により通知します。 たっては、法及びその他関係法令等を遵守の上、適正に執行 神奈川県指令 第 号
関よなて 認可事業者 変	る法律(以下「法」 忍可しましたので、 事業の実施に当た ごさい。 事業者名 認可番号	という。)に適合するものと認め、法領 同項の規定により通知します。 こっては、法及びその他関係法令等を遵守	第56条第2項の規定	に関する法律(以下「法」により認可しましたので、なお、事業の実施に当れしてください。	という。)に適合するものと認め、法第56条第2項の規定 同項の規定により通知します。 たっては、法及びその他関係法令等を遵守の上、適正に執行 神奈川県指令 第 号
関よなて 認可事業者 変更内すりおく 認可事業者 変更内	る法律(以下「法」 忍可しましたので、 事業の実施に当た ごさい。 事業者名 認可番号 変更前の内容	という。)に適合するものと認め、法領 同項の規定により通知します。 こっては、法及びその他関係法令等を遵守	第56条第2項の規定	に関する法律(以下「法」により認可しましたので、なお、事業の実施に当たしてください。	という。)に適合するものと認め、法第56条第2項の規定 同項の規定により通知します。 たっては、法及びその他関係法令等を遵守の上、適正に執行 神奈川県指令 第 号
関よなて 認可事業者 変更内すりおく 認可事業者 変更内	る法律(以下「法」 忍可しましたので、 事業の実施に当た ごさい。 事業者名 認可番号 変更前の内容	という。)に適合するものと認め、法領 同項の規定により通知します。 こっては、法及びその他関係法令等を遵守	第56条第2項の規定	に関する法律(以下「法」により認可しましたので、なお、事業の実施に当たしてください。	という。)に適合するものと認め、法第56条第2項の規定 同項の規定により通知します。 たっては、法及びその他関係法令等を遵守の上、適正に執行 神奈川県指令 第 号
関よなて 認可事業者 変更内すりおく 認可事業者 変更内	る法律(以下「法」 忍可しましたので、 事業の実施に当た ごさい。 事業者名 認可番号 変更前の内容	という。)に適合するものと認め、法領 同項の規定により通知します。 こっては、法及びその他関係法令等を遵守	第56条第2項の規定	に関する法律(以下「法」により認可しましたので、なお、事業の実施に当たしてください。	という。)に適合するものと認め、法第56条第2項の規定 同項の規定により通知します。 たっては、法及びその他関係法令等を遵守の上、適正に執行 神奈川県指令 第 号

新	旧
第 6 号様式(第 <u>6</u> 条関係)	第 6 号様式(第 <u>5</u> 条関係)
届出事項の変更届出書	事業の軽微な変更の届出書
年 月 日	年 月 日
神奈川県知事様	神奈川県知事様
認可事業者	認可事業者
住所 (又は主たる事務所の所在地)	住所 (又は主たる事務所の所在地)
氏名 (又は名称)	氏名 (又は名称)
 事業者名 事業者名 認可番号 変更予定年月日 変 宣省令第36条(終身事業の実施に支障がないと知事が認めるもの)に関するもの 正法第57条第3項に関するもの 更 □賃貸住宅の位置 事 事 賃貸住宅の規模並びに構造及び設備 	
変更内容	変 更
変更理由	事 変更理由 項
添付書類	添付書類
注)・添付書類: 各階平面図等、変更に係る書類 ・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること ・変更内容には物件名も記載すること	注)・添付書類:変更請負契約書等 ・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること

新	旧
(削除)	第6-2号様式 (第5条の2関係)
	変更届出書
	As B D
	<u>年 月 日</u>
	神奈川県知事様
	TI AN
	認可事業者
	<u>佳 所</u>
	<u>氏名</u>
	<u>мун</u>
	次のとおり認可された事業の内容を変更したいので、届け出ます。
	<u>認</u> 住宅名(施設名)
	可
	可 事 説可事業所名 者 (認可年月日)
	<u>業</u>
	<u> 在 (認可年月日)</u>
	亦可中央
	<u>変更内容</u>
	変
	更 <u>事</u> 変更理由 項
	項
	<u>添付書類</u>
	注\ • 还什事類 · 契約事等
	注)・添付書類:契約書等 ・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること
	□ 丁明日の1A/(のの物目では、「秋日の24日 0 BHK)。 ること

新

第7号様式(第7条関係)

終身建物賃貸借の解約の申入れ承認申請書

年 月 日

神奈川県知事

認可事業者

住 所(又は主たる事務所の所在地)

氏名(又は名称)

次のとおり認可された事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第59条第1項の規定により、下記賃借人との終身建物賃貸借の解約の申入れの承認を申請します。

認可	事業者名	
認可事業者	認可番号	神・終身〇〇
解	認可住宅名	
約	認可住宅所在地	
事	解約申入れ	棟
由	対象者	氏 名
等	解約事由	1. 法第 <u>59</u> 条第 1 項第 1 号に該当
	該当条項	2. 法第 <u>59</u> 条第1項第2号に該当
	添付書類	

- 注)・添付書類:解約の事由を証する書類等
 - ・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること

第7号様式(第6条関係)

終身建物賃貸借の解約の申入れ承認申請書

年 月 日

神奈川県知事

禄

認可事業者

住 所(又は主たる事務所の所在地)

氏 名 (又は名称)

次のとおり認可された事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第58条第1項の規定により、下記賃借人との終身建物賃貸借の解約の申入れの承認を申請します。

認	住宅名 (施設名)	
可事業者	認可番号	神奈川県指令 第 号
者	_(認可年月日)_	_(年 月 日)
解	認可住宅所在地	
約	解約申入れ	棟
事	対象者	氏 名
由	解約事由	1. 法第 <u>58</u> 条第 1 項第 1 号に該当
等	該当条項	2. 法第 58条第1項第2号に該当
	添付書類	

- 注)・添付書類:解約の事由を証する書類等
 - ・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること

OFF	18-15 / Ar = 4 00 F			Addr and pro-	DE-D (Mr A HODE)		
8 方	様式(第 <u>7</u> 条関係)			東8号	様式(第 <u>6</u> 条関係)		
	ห้	終身建物賃貸借の解約の申入れ承認書			ŕ	終身建物賃貸借の解約の申入れ承認書	
			年 月 日				年 月 日
認可	丁事業者			認可	「事業者		
住	上所			白	三所		
氏	元名	様		氏	名	様	
		神奈川県知事	印			神奈川県知事	印
て、当す	高齢者の居住の安 つるものと認め、承	(認申請のありました次の終身建物賃貸借で定確保に関する法律(以下「法」という。 (認します。		いて、該当す	高齢者の居住の安 るものと認め、承	認申請のありました次の終身建物賃貸借の第 定確保に関する法律(以下「法」という。) 認します。	
て、当は一部可事	高齢者の居住の安 るものと認め、承 事業者名 認可番号	定確保に関する法律(以下「法」という。		いて、 該当す 配 _可	高齢者の居住の安るものと認め、承生宅名(施設名)	定確保に関する法律(以下「法」という。) 認します。 神奈川県指令 第 号	第58条の規定に
て当にいるでは、一部可事業	高齢者の居住の安 るものと認め、承 事業者名 認可番号	定定確保に関する法律(以下「法」という。 認します。		いて、 該当す 配 _可	高齢者の居住の安 るものと認め、承 住宅名(施設名) 認可番号 (認可年月日)	定確保に関する法律(以下「法」という。)認します。	第58条の規定に
て当にいるでは、一部可事業	高齢者の居住の安 るものと認め、承 事業者名 認可番号 認可住宅名	定定確保に関する法律(以下「法」という。 認します。		いて、該当での事業者の	高齢者の居住の安 るものと認め、承 住宅名(施設名) 認可番号 (認可年月日) 認可住宅所在地	定確保に関する法律(以下「法」という。) 認します。 神奈川県指令 第 号	第58条の規定に
て、するとは、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	高齢者の居住の安 るものと認め、承 事業者名 認可番号 認可住宅所在地 解約申入れ	定定確保に関する法律(以下「法」という。 認します。		いて、するとは、おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお	高齢者の居住の安 るものと認め、承 住宅名(施設名) 認可番号 (認可年月日) 認可住宅所在地	定確保に関する法律(以下「法」という。) 認します。 神奈川県指令 第 号	第58条の規定に
て当 認可事業者 解約事	高齢者の居住の安 るものと認め、承 事業者名 認可番号 認可住宅所在地	定定確保に関する法律(以下「法」という。 認します。 神・終身○○ 棟 号室		いで、するでは、では、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	高齢者の居住の安 るものと認め、承 住宅名(施設名) 認可番号 (認可年月日) 認可住宅所在地	定確保に関する法律(以下「法」という。) 認します。 神奈川県指令 第 号 <u>(年 月 日)</u> 棟 号室	第58条の規定に

新 旧 第10号様式(第8条関係) 第10号様式(第7条関係) 神奈川県指令 第 神奈川県指令 第 日 年 月 日

認可事業者

住所

氏名

神奈川県知事 印

認可住宅の管理状況の報告について

高齢者の居住の安定確保に関する法律第67条の規定により、次のとおり報告を求め ます。

- 1 報告を求める住宅
- 2 住宅の届出年月日
- 3 報告を求める事項
- 4 報告を求める理由
- 5 報告の方法
- 6 報告の期限
- 教示 1 この<u>処分</u>に不服がある場合は、この<u>処分</u>があったことを知った日の翌日から起算し て3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分が あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴 訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処 分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合 においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対 する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

認可事業者

住所 氏名

神奈川県知事 印

認可住宅の管理状況の報告について

年 月 日付け神奈川県指令 第 号で認可を行った賃貸住宅の管理の状況 <u>について、</u>高齢者の居住の安定確保に関する法律第<u>66</u>条の規定により、次のとおり報 告を求めます。

- 1 報告を求める事項
- 2 報告を求める理由
- 3 報告の方法
- 4 報告の期限
- 教示 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に、神奈川県知事に対して<mark>異議申立て</mark>をすることができます<u>(なお、</u> この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決 定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなり
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6億月 以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事 となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があ ったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日 から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなり ます。)。

新	
A71	IH
Maria a District of the BRANCE	
第 1 1 号様式(第 <u>8</u> 条関係)	第 1 1 号様式(第 <u>7</u> 条関係)
年 月 日	年 月 日
神奈川県知事様	神奈川県知事様
認可事業者	
	認可事業者
住所(又は主たる事務所の所在地) 氏名(又は名称)	住所(又は主たる事務所の所在地) 氏名(又は名称)
	氏名 (文(3名称)
認可住宅の管理状況の報告について	到可存存办然神(N) <u>企</u> 和生活。
	認可住宅の管理状況の報告について
年 月 日付け神奈川県指令 第 号により報告を求められた事項について、	
次のとおり報告します。	年 月 日付け神奈川県指令 第 号により報告を求められた事項について、 次のとおり報告します。
1 報告を求められた事項	1 報告を求められた事項
2 報告の内容	2 報告の内容
注)・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること	
striction and strain and the striction of the striction o	注)・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること

新 | 旧 | 第1 2 号様式 (第8条関係) | 第1 2 号様式 (第7条関係) | 改善措置命令書 | 改善措置命令書 | 改善措置命令書 | 神奈川県指令 第 号 | 年 月 日 | 年 月 日

認可事業者

住所

氏名

神奈川県知事

高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第57条第2項の規定により 年 月 日付けで届出書の提出があった終身賃貸事業に係る認可住宅について、法第54条各号及び第57条第1項各号に掲げる基準に適合した管理が行われていないと認められますので、法第69条の規定により、次のとおりその改善に必要な措置をとることを命じます。

様

う

- 1 改善に必要な措置の内容
- 2 措置を講ずべき期限
- 3 改善のための措置の報告
- 注)改善の措置が期限までとられないときは、法第<u>70</u>条第1項第2号の規定に基づき事業の認可を取消すことがあります。
- 教示 1 この \underline{M} に不服がある場合は、この \underline{M} があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して $\underline{*}$ をすることができます。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

認可事業者

住所 氏名

神奈川県知事

印

高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第54条の規定により年月日付け神奈川県指令第一号で認可を行った終身賃貸事業に係る認可住宅について、法第54条各号に掲げる基準に適合した管理が行われていないと認められますので、法第68条の規定により、次のとおりその改善に必要な措置をとることを命じます。

- 1 改善に必要な措置の内容
- 2 措置を講ずべき期限
- 3 改善のための措置の報告
- 注)改善の措置が期限までとられないときは、法第<u>69</u>条第1項第2号の規定に基づき事業の認可を取消すことがあります。
- 教示 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます<u>(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります</u>)
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます<u>(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u>)。

新	旧
第13号様式(第 <mark>8</mark> 条関係)	第 1 3 号様式(第 <u>7</u> 条関係)
事業認可取消通知書	事業認可取消通知書
神奈川県指令 第 号 年 月 日	神奈川県指令 第 号 年 月 日
認可事業者	認可事業者
住所 氏名	住所 氏名
神奈川県知事 印	神奈川県知事
高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第54条の規定により年月日付け神奈川県指令第一号(認可番号:神・終身)で行った終身賃貸事業認可は、次の事由により、法第70条の規定に基づき取り消します。	高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第54条の規定により年月日付け神奈川県指令第一号で行った終身賃貸事業認可は、次の事由により、法第69条の規定に基づき取り消します。
認可を取り消す事由	認可を取り消す事由
教示 1 この <u>処分</u> に不服がある場合は、この <u>処分</u> があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して <u>審査請求</u> をすることができます。 2 この <u>処分</u> については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この <u>処分</u> があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。	 教示 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

	旧
第14号様式(第9条関係)	第 1 4 号様式(第 <u>8</u> 条関係)
認可事業者の地位の承継の届出書	認可事業者の地位の承継の届出書
年 月 日	年 月 日
神奈川県知事様	神奈川県知事様
届出者 (一般承継人)	届出者(一般承継人)
住所(又は主たる事務所の所在地) 氏名(又は名称)	住所 (又は主たる事務所の所在地) 氏名 (又は名称)
高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第54条の規定により年月日付け神奈川県指令第号(認可番号:神・終身)で認可された終身賃貸事業に係る認可事業者の地位を、法第68条第1項の規定に基づき一般承継人として承継したので同条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。なお、認可住宅の整備及び管理については、法及び関係法令の規定に従って行います。	高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第54条の規定により年月日付け神奈川県指令第号で認可された終身賃貸事業に係る認可事業者の地位を、法第67条第1項の規定に基づき一般承継人として承継したので同条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。なお、認可住宅の整備及び管理については、法及び関係法令の規定に従って行います。
1 届出者と認可事業者との関係	1 届出者と認可事業者との関係
2 届出者と認可事業者との関係を証する書類 別添のとおり	2 届出者と認可事業者との関係を証する書類 別添のとおり
3 届出者が一般承継人として権原を取得することとなった理由及び時期	3 届出者が一般承継人として権原を取得することとなった理由及び時期
注)・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること	注)・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること

新	旧
第15号様式 (第 <u>9</u> 条関係) 認可事業者の地位の承継の承認申請書 年 月 日	第15号様式 (第 <mark>8</mark> 条関係) 認可事業者の地位の承継の承認申請書 年 月 日
	神奈川県知事様
承認申請者	承認申請者
住所(又は主たる事務所の所在地) 氏名(又は名称)	住所 (又は主たる事務所の所在地) 氏名 (又は名称)
高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第54条の規定により年月日付け神奈川県指令第号で認可された終身賃貸事業 <u>(認可番号:神・終身)</u> について、認可事業者の有していた認可に基づく地位の承継の承認を、法第68条第3項の規定により、次のとおり申請します。なお、認可住宅の整備及び管理については、法及び関係法令の規定に従って行います。	高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第54条の規定により年月日付け神奈川県指令第号で認可された終身賃貸事業について、認可事業者の有していた認可に基づく地位の承継の承認を、法第67条第3項の規定により、次のとおり申請します。 なお、認可住宅の整備及び管理については、法及び関係法令の規定に従って行います。
1 申請者と認可事業者との関係	1 申請者と認可事業者との関係
2 申請者と認可事業者との関係を証する書類 別添のとおり	2 申請者と認可事業者との関係を証する書類 別添のとおり
3 申請者が認可住宅の管理に必要な権原を取得することとなった理由及び時期	3 申請者が認可住宅の管理に必要な権原を取得することとなった理由及び時期
注) ・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること	注)・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること

新 旧 第16号様式 (第9条関係) 第16号様式(第8条関係) 認可事業者の地位の承継の承認書 認可事業者の地位の承継の承認書 神奈川県指令 第 神奈川県指令 第 月 日 承認申請者 承認申請者 住所 住所 氏名 氏名 神奈川県知事 印 神奈川県知事 印 年 月 日付けで申請のあった認可事業者の地位の承継について、高齢者の居住 年 月 日付けで申請のあった認可事業者の地位の承継について、高齢者の居住 の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第68条第3項の規定により、次の条 の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第67条第3項の規定により、次の条 件を付して承認します。 件を付して承認します。 1 年 月 日付け神奈川県指令 第 号で認可を受けた際の申請の内容に従 1 年 月 日付け神奈川県指令 第 号(認可番号:神・終身) で認可 って、認可住宅の整備及び管理を行うこと。 を受けた際の申請の内容に従って、認可住宅の整備及び管理を行うこと。 教示 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算 教示 1 この<u>処分</u>に不服がある場合は、この<u>処分</u>があったことを知った日の翌日から起算し して3か月以内に、神奈川県知事に対して異議申立てをすることができます(なお、 て3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。 この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決 2 この処分については、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分が 定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなり あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴 ます。)。 訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月 分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合 以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事 においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対 となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があ する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。 ったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日 から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなり

ます。)。

新	IB
第 1 8 号様式(第 <u>10</u> 条関係)	第 1 8 号様式(第 <u>9</u> 条関係)
事業廃止届出書	事業廃止届出書
年 月 日	年 月 日
神奈川県知事様	神奈川県知事様
認可事業者	認可事業者
住所 (又は主たる事務所の所在地) 氏名 (又は名称)	住所 (又は主たる事務所の所在地) 氏名 (又は名称)
高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第54条の規定により年月日付け神奈川県指令第号で認可された終身賃貸事業について、次のとおり廃止するので、法第71条の規定に基づき届け出ます。	高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第54条の規定により年月日付け神奈川県指令第一号で認可された終身賃貸事業について、次のとおり廃止するので、法第70条の規定に基づき届け出ます。
認 事業者名	1 廃止する認可住宅
	住宅名(施設名) 所在地
<u> </u>	<u> </u>
<u>廃</u> 止内容 止	2 事業を廃止する理由
事	3 事業を廃止する時期
項 _ 廃止理由	
注)・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること ・廃止内容には物件名も記載すること	
	注)・申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること